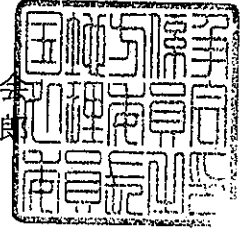


平成28年5月2日

国土交通大臣 石井啓一 殿

国地方係争処理委員会
委員長 小早川 光郎

沖縄県知事から平成28年3月23日になされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の13第1項の規定に基づく審査の申出に関し、下記の点について、平成28年5月9日までに書面で回答するよう求めます。

記

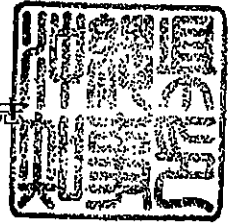
- ・ 沖縄県知事のこれまでの提出書面及び口頭の意見陳述における主張の内容をも踏まえ、5月2日付け沖縄県知事からの回答書（別添のとおり）中、「質問事項2」及び「質問事項3」に対する「回答」において示された主張に対する反論を明らかにされたい。

土海第 93 号
平成28年5月2日

国地方係争処理委員会

委員長 小早川 光郎 殿

審査申出人 沖縄県知事 翁 長 雄 志



審査申出人代理人弁護士

竹 下 勇 夫



同

久 保 以 明



同

秀 浦 由 紀 子



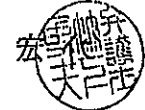
同

亀 山 聡



同

松 永 和 宏



同

加 藤 裕



同

仲 西 孝 浩



国地方係争処理委員会への審査の申出に関するご質問について（回答）

平成28年4月22日付けで貴職から本職あてにご質問がありましたみだしのことについて、別紙のとおり回答いたします。

第1 質問事項1について

1 質問事項

本件埋立承認を取消した理由として、本件埋立が公有水面埋立法の要件を充足しないという実体的瑕疵のほかに、前知事の判断過程の不合理性も主張しているが、この主張は、判断過程の瑕疵だけでも承認取消しの根拠たりうるとする趣旨か。仮にそうであるとした場合、そこでは、前知事の判断を一旦取消した後、実体要件適合性について判断をし直すことになるとも考えられる。そのような理解でよいか。

2 回答

そのような理解で差支えない。

第2 質問事項2について

1 質問事項

「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張をするか否かを明らかにされたい。

2 回答

- (1) 「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張はしていない。
- (2) 審査申出人の本件埋立承認の実体的瑕疵にかかる主張は、「同一行政庁による職権取消しであるから、本件埋立承認について、現知事は要件適合性判断を直接的に行い、その結果、要件適合性を欠いていたと認められたことから、本件埋立承認は法律上の要件を欠如していたにもかかわらずなされたもので違法の瑕疵があると判断したものであり、本件埋立承認取消しは適法である」というものである。

第3 質問事項3について

1 質問事項3

「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張をする場合、現知事が不当と判断すれば当然に取消しが可能であると主張するのか、それとも、何らかの判断枠組みないし判断基準にてらして本件における取消しは可能であると主張するのかを明らかにされたい。

2 回答

質問事項2の回答のとおり、「本件埋立承認が違法とは言えないとしても不当であるから、本件埋立承認取消しは適法である」旨の主張はしていない。